

田原本町議会会議録目次

○12月7日(第3日)

開議(午前10時00分)	3-3
委員長報告(報第12号より議第52号までの16議案について)	3-3
質 疑	3-8
討 論	3-8
採 決	

報第12号 平成24年度田原本町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告 (原案承認)	3-9
議第38号 平成24年度田原本町一般会計補正予算(第6号) (原案可決)	3-9
議第39号 平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) (原案可決)	3-9
議第40号 田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(原案可決)	3-10
議第41号 田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(原案可決)	3-10
議第42号 田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例(原案可決)	3-10
議第43号 田原本町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例(原案可決)	3-10
議第44号 田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例 (原案可決)	3-10
議第45号 田原本町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(原案可決)	3-11

議第46号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（原案可決）	3-11
議第47号	田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）	3-11
議第48号	田原本町道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（原案可決）	3-11
議第49号	田原本町都市公園条例の一部を改正する条例（原案可決）	3-12
議第50号	田原本町下水道条例の一部を改正する条例（原案可決）	3-12
議第51号	山辺広域行政事務組合規約の変更について（原案可決）	3-12
議第52号	山辺広域行政事務組合の財産処分について（原案可決）	3-12
発議案の一括上程	（発議第11号より発議第13号までの3議案について）	3-13
趣旨説明		3-13
質疑		3-14
討論		3-14
採決		
発議第11号	田原本町議会政務活動費の交付に関する条例について	3-14
発議第12号	田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例について	3-15
発議第13号	田原本町議会会議規則の一部を改正する規則について	3-15
閉会中の継続審査	について	3-15
町長閉会挨拶		3-16
閉会	（午前10時35分）	3-16

平成24年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年12月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敦博君	事務局長補佐	植田知孝君
--------	-------	--------	-------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	松田明君	総務部参事	上田繁君
住民福祉部長	平井洋一君	産業建設部長	高村吉彦君
上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	寺田元昭君

監査委員	楯 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	福 井 良 昌 君
会計管理者	小 泉 義 次 君	選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 悦 治 君
農業委員会 事務局 長	住 井 康 典 君		

平成24年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月7日（金曜日）

- 開 議（午前10時）
- 委員長報告（報第12号より議第52号までの16議案について）
- 質 疑
- 討 論
- 採 決
- 閉会中の継続審査について
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

（追加日程）

- 発議案の一括上程（発議第11号より発議第13号までの3議案について）
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

委員長報告（報第12号より議第52号までの16議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る3日の本会議において上程されました報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告より、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの16議案については、各所管の委員会に各々付託をされておりますので、この際一括議題といたしたいと思っております。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

住民福祉常任委員会委員長、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のご指名によりまして、住民福祉常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成24年田原本町議会第4回定例会におきまして、住民福祉常任委員会に付託されました議案につき、去る12月5日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管に係るものについてご報告申し上げます。

歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、426万9,000円の増額は、平成23年度障害者自立支援給付費及び障害者医療費給付金の国庫負担金の精算に伴う返納金であります。

なお、財源につきましては一般財源であります。

次に、歳出、第3款民生費、第3項児童福祉費、66万5,000円の増額は、平成23年度保育所運営費国庫負担金及び保育所運営費県費負担金の精算に伴う返納金であります。

なお、財源につきましては一般財源であります。

次に、歳出、第4款衛生費、第1項保健衛生費、77万7,000円の増額は、平成23年度大腸がん・女性特有のがん検診推進事業国庫補助金の精算に伴う返納金であります。

なお、財源につきましては一般財源で、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第40号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議第41号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴いまして、厚生労働省令で定められている基準を条例で定められるもので、その基準に関しましては、本町の実情が特に国の基準を上回る特別な事情や地域性もないことから、従前の厚生労働省令の基準をもって、本町の条例として制定されるものであります。

当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、4番、永井議員。

（4番 永井満智男君 登壇）

○4番（永井満智男君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成24年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る12月5日午前11時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は627万円の増額で、予算総額は101億4,495万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、歳出、第2款総務費、第4項選挙費、第2目衆議

院議員総選挙費、627万円の増額で、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票等のために必要な経費を増額補正されるものであり、補正財源は県支出金であります。

契約等期日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月16日付けで専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正予算額は1億5,920万5,000円の増額で、予算総額は103億415万9,000円となります。このうち当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

まず、歳出予算のうち給料等に係る人件費の補正につきましては、第2款総務費等において、職員の配置に伴います過不足を調整されるものであります。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財政調整基金費、1億円の増額につきましては、財政調整基金積立金を増額補正されるものであります。

次に、同じく第14目生活安全費、200万円の増額につきましては、防犯灯のLED化に取り組む自治会が増加したため、防犯灯設置補助金を増額補正されるものであります。

次に、同款、第2項徴税费、第2目賦課徴収費、300万円の増額につきましては、個人住民税の過年度分の還付申告の増加及び法人町民税の予定納税に係る還付の増加により還付金の不足額を増額補正されるものであります。

次に、同款、第4項選挙費、第2目衆議院議員総選挙費、710万円の増額につきましては、衆議院議員総選挙等の投開票事務に必要な経費を増額補正されるものであります。

なお、補正財源は地方交付税及び県支出金並びに繰越金をもって充当されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第46号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等に準じ、平成19年度より講じられていた昇給抑制の回復措置として、平成25年4月1日において31歳以上38歳未満の職員に対し、1号給上位に調整するため改正されるものであり、当委員会

は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第51号、山辺広域行政事務組合規約の変更につきましては、広域行政圏施策の廃止による広域市町村圏振興整備計画に関する事務の廃止並びに消防団及び消防水利に関する事務の組合市町村への移管に伴う規約の変更について、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分につきましては、山辺広域行政事務組合が共同処理する消防団及び消防水利に関する事務の組合市町村への移管に伴う財産処分の協議について、それぞれ地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成24年田原本町議会第4回定例会において、当委員会に付託されました議案につき、去る12月5日午後1時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管に係るものについて、歳出、第7款土木費の1、168万3,000円の増額は公共下水道事業特別会計への繰出金を増額されるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第39号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額が1,168万3,000円の増額で、予算総額は歳入歳出それぞれ18億804万円となります。

補正の内容は、平成23年度の事業実績に基づく消費税額の確定に伴う公課費、928万3,000円の増額及び上下水道料金管理システム改修業務委託料、240万円の増額であり、補正財源は一般会計からの繰入金であります。当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４２号から議第４５号及び議第４７号から議第５０号の８議案については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、所管の法令等に規定されている基準を条例により定められる整備等であります。

まず、議第４２号、田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例につきましては、町道の設計や施工の際の技術的な基準を定められるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４３号、田原本町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例につきましては、高齢者や障がい者等の移動等円滑化のために町道の設計や施工の際のバリアフリーに関する技術的な基準を定められるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４４号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例につきましては、当該道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びに、これらに附置される補助標識の「寸法」の基準を定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４５号、田原本町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましては、技術上の監督業務を行う者等の資格の基準を定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４７号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準を定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４８号、田原本町道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、道路附属物である駐車場の利用に関し、必要な事項を表示するための標識の基準を定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第４９号、田原本町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園の配置、規模に関する技術的基準及び都市公園内の建築物の建築面積の基

準を定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第50号、田原本町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、公共下水道の構造等の技術上の基準を定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきまして、それぞれご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議第42号、田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例と議第43号、田原本町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について反対討論をさせていただきます。

本条例案は、本町が道路を新設し、または改築する場合における町道の構造の一般的、技術的基準を定めるという趣旨で定めることを明記しています。

そこで、この基準に合わない町道はあるのか。それはどのような道路かとただしたところ、町道の多くはこの基準に合わないという答弁がありました。

さらに、この条例の基準に合わない町道を基準に合わすようにどのようにされるのかとただしたところ、基準に合わせる改築はしないという答弁が返ってきました。再度確認しましたが、この条例の基準に町道を合わせていく努力も計画もないという、そっけない答弁で耳を疑いました。

条例はつくるが実態は別という二重基準を前提とした条例をつくる。大変条例を軽ろんじる姿勢が示されました。地方自治とは「地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が住民の意思に基づいて、その事務を処理すること」と議員必携に書いてあります。

自分のことは自分で治める、誇り高い仕事が期待されています。条例を定める以上は、「このようなまちを目指します」という決意、志が込められていて当たり前です。本条例案はいずれも条例で決めていないと国の補助金をもらえないという理由で提案されているもので、このような心のこもっていない条例を認めることはできません。その点では、議第42号、議第43号の条例案に反対を表明します。

付け加えますが、もしこういう条例案が通った場合は、私どもは「この条例案に従うまちづくりをなささい」という追及をこれからさせていただくことになろうかと思しますので、そういう思いも詰めて反対討論とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第39号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議第40号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第41号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第42号、田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第43号、田原本町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第44号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を

採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第45号、田原本町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第46号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第47号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第48号、田原本町道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議第49号、田原本町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第50号、田原本町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第51号、山辺広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第12号より議第52号までの16議案については、すべて議了いたしました。

発議案の一括上程（発議第11号より発議第13号までの3議案について）

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。お手元に配付をいたしておりますとおり、発議第11号、田原本町議会政務活動費の交付に関する条例、発議第12号、田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例及び発議第13号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則の3議案が提出されました。よって、これを日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、これより発議第11号から発議第13号までの議案を日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。発議第11号から発議第13号の議案を会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、この際議案の朗読を省略いたしまして、直ちに提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。発議第11号から発議第13号までについて、8番、辻議員。

（8番 辻 一夫君 登壇）

○8番（辻 一夫君） 議長の許可をいただきましたので、平成24年田原本町議会第4回定例会に提出いたしました各議案について趣旨説明を申し上げます。

本定例会に提出させていただきました各議案につきましては「地方自治法の一部を改正する法律」が本年9月5日に公布されたことに伴い、関係する条例及び会議規則について、制定並びに改正を行うものでございます。

まず、発議第11号、田原本町議会政務活動費の交付に関する条例につきましては、法の改正により、「政務調査費」が「政務活動費」に名称変更され、政務活動

費を充てることができる経費の範囲についての規定が条例事項とされるとともに、議長が透明性の確保に努めることとされたことに伴い、新しく新条例を制定し、同時に「田原本町議会政務調査費の交付に関する条例」を廃止するものであります。

なお、新条例の規定は、平成25年度に交付される政務活動費から適用するものであります。

次に、発議第12号、田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、法の改正により、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任、在任期間等について法律で定めるべき事項が条例に委任されたことに伴い改正するものであります。

次に、発議第13号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、法の改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったことに伴う改正で、法の条ずれによる所要の規定整備もあわせて行うものであります。

以上が本定例会に提出いたしました各議案についての趣旨説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第11号、田原本町議会政務活動費の交付に関する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第12号、田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第13号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る3日に開会し、本日7日までの5日間の長きにわたりまして、議員各位には終始熱心に慎重にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、審査の過程におきまして議員各位から述べられました意見、要望につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政執行に反映されますようお願いをいたします。

さて、これから年の瀬も押し迫り、寒さも一層増してまいります、皆様方におかれましては、何とぞお体をご自愛いただき、希望にあふれる新年を迎えられますようご祈念を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも町勢発展のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成24年田原本町議会第4回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月3日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

さて、今年も残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様におかれましては、何とぞお体をご自愛いただき、希望あふれる新年を健やかに迎えられますようご祈念を申し上げます。

今後とも町勢発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、まことに簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 松本美也子

田原本町議会議員 小走善秀

田原本町議会議員 吉川博一